第七条　この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第二十二条第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第二十二条第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、この規則の施行後最初にする第五号新規制法第十六条第一項による変更の許可（第五号新規制法第十三条第二項第三号及び第六号に掲げる事項のうち加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号）第三章の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第五号新規制法第二十二条第一項に規定する保安規定の変更の認可（新加工事業規則第八条第一項第十七号及び第十八号並びに同条第二項第十九号及び第二十号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2　前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新加工事業規則第七条の四の四、第七条の四の五、第八条第一項第十七号及び第十八号、同条第二項第十九号及び第二十号並びに第八条の四第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八条　新加工事業規則第九条の三の二の規定は、この規則の施行後三年六月を超えない時期にするべき第五号新規制法第二十二条の七の二第一項の規定による評価については、適用しない。この場合において、この規則の施行後最初に同項の規定による評価をするべき時期は、施行日から三年六月を超えない時期とする。

第九条　設置法附則第二十九条第一項の規定による届出又は同条第四項の規定による提出（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書又は書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　届出等に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　第七条の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理事業規則」という。）第一条の二第一項第六号に掲げる事項

四　新再処理事業規則第一条の二第一項第七号イ及びロに掲げる事項

2　前項の届出書又は書類には、新再処理事業規則第一条の二第二項第七号及び第八号に掲げる書類を添付しなければならない。

第十条　第七条の規定による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「旧再処理事業規則」という。）第八条第一項及び第七項（同条第一項の表第九号イに係る部分に限る。）並びに第十六条の二第一項及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定の適用については、施行日以後初めて第五号新規制法第五十条の四の二第三項の規定による届出をするまでの間は、なおその効力を有する。

2　第五号新規制法第五十条の四の二第三項に基づく届出の日前に第五号旧規制法第四十七条の規定により記録した旧再処理事業規則第八条第一項の表の上欄に掲げる事項（同項の表第九号イに係る部分に限る。）の保存については、なお従前の例による。

第十一条　この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十条第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十条第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、この規則の施行後最初にする第五号新規制法第四十四条の四第一項による変更の許可（第五号新規制法第四十四条第二項第四号及び第八号に掲げる事項のうち再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号）第三章の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第五号新規制法第五十条第一項に規定する保安規定の変更の認可（新再処理事業規則第十七条第一項第二十号及び第二十一号並びに同条第二項第二十一号及び第二十二号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2　前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新再処理事業規則第十七条第一項第二十号及び第二十一号、同条第二項第二十一号及び第二十二号並びに第十八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条　この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十条の三第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十条の三第一項の規定による認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」という。）については、新再処理事業規則第十六条の三第二項第十五号の規定は、平成二十六年三月二十八日までは適用しない。この場合において、核物質防護規定認可者は、平成二十五年十二月二十七日までに第五号新規制法第五十条の三第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新再処理事業規則第十九条第一項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

第十三条　新再処理事業規則第十九条の三の二の規定は、この規則の施行後三年六月を超えない時期にするべき第五号新規制法第五十条の四の二第一項の規定による評価については、適用しない。この場合において、この規則の施行後最初に同項の規定による評価をするべき時期は、施行日から三年六月を超えない時期とする。

第十四条　第十条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第六十七条第一項及び第七項（同項の表第十一号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第七十七条の規定の適用については、施行日以後初めて第五号新規制法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をするまでの間は、なおその効力を有する。

2　第五号新規制法第四十三条の三の二十九第三項に基づく届出の日前に第五号旧規制法第四十三条の三の二十一の規定により記録した旧実用炉規則第六十七条第一項の表の上欄に掲げる事項（同項の表第十一号に係る部分に限る。）の保存については、なお従前の例による。

第十五条　この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第四十三条の三の五第一項の規定による許可を受けている者がこの規則の施行後最初にするべき第五号新規制法第四十三条の三の二十九第一項の規定による評価に係る同項に規定する原子力規制委員会で定める時期は、第十条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十九条の三の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。

第十六条　この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十一条の二第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けている者（以下「第二種廃棄物埋設事業者」という。）は、施行日から起算して三年を経過する日までに第十五条による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第二種廃棄物埋設事業規則」という。）第十九条の二第一項に規定する措置を講じなければならない。

第十七条　この規則の施行の際現に第二種廃棄物埋設事業者であって、設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十一条の十八第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十一条の十八第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、平成二十六年十二月十七日までに第五号新規制法第五十一条の十八第一項に規定する保安規定の変更の認可（新第二種廃棄物埋設事業規則第二十条第一項第八号及び第十七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2　前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新第二種廃棄物埋設事業規則第十三条、第十七条、第十九条の二並びに第二十条第一項第八号及び第十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十八条　この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十一条の二第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第五十一条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けている者（以下「廃棄物管理事業者」という。）は、施行日から起算して三年を経過する日までに第十六条による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「新廃棄物管理事業規則」という。）第三十三条の二第一項に規定する措置を講じなければならない。